

議案第127号

松阪市住居等における不良な生活環境の解消に関する条例の制定について

松阪市住居等における不良な生活環境の解消に関する条例を次のように制定する。

令和4年11月21日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市住居等における不良な生活環境の解消に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、住居等における不良な生活環境を解消又はその発生を防止するための支援及び不良な生活環境を解消するための措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活環境を確保し、もって市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住居等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（現に居住の用に供しているものに限る。）及びその敷地（物の堆積又は放置が当該敷地に隣接する私道その他の土地にわたる場合は、当該私道その他の土地を含む。）をいう。
- (2) 不良な生活環境 住居等における物の堆積又は放置により害虫、害獣又は臭気が発生すること、火災発生のおそれがあること、物の崩落のおそれがあること等により、その周辺的生活環境に著しい支障が生じている状態をいう。
- (3) 堆積物 住居等における不良な生活環境の原因となっている当該物をいう。
- (4) 居住者等 住居等の居住者、所有者又は管理者をいう。

(基本方針)

第3条 住居等における不良な生活環境の解消は、次に掲げる基本方針に基づき推進されるものとする。

- (1) 住居等における不良な生活環境は、居住者等が自ら解消することを原則とすること。
- (2) 住居等における不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者に寄り添った支援を行うこと。
- (3) 市及び地域住民等並びに居住者等が協力して、住居等における不良な生活環境の発生の防止に努めるとともに、不良な生活環境の解消のために必要と認める

ときは、解消に向けた対策を行うこと。

- (4) 住居等における不良な生活環境の解消に取り組むに当たっては、支援を基本とし、必要に応じて措置を適切に講ずること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本方針に基づき、住居等における不良な生活環境の解消を推進しなければならない。

(居住者等の責務)

第5条 居住者等は、その居住し、所有し、又は管理する住居等が不良な生活環境を生じさせないように努めなければならない。

- 2 居住者等は、その居住し、所有し、又は管理する住居等が不良な生活環境となったときは、自ら、速やかにその状態を解消するよう努めなければならない。
- 3 居住者等は、第1条の目的を達成するため、市が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

(支援)

第6条 市長は、住居等における不良な生活環境を解消し、又はその発生を防止するため、居住者等及び地域住民等からの相談に適切に応じ、居住者等及び地域住民等に対して必要な助言を行うものとする。

- 2 市長は、住居等における不良な生活環境を解消し、又はその発生を防止するため、当該住居等の居住者等に対し、必要に応じて地域住民等及び官公署その他関係機関等と協力して、不良な生活環境を解消するための支援を行うものとする。
- 3 市長は、住居等における不良な生活環境を居住者等が自ら解消することが困難であると認めるときは、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物（事業活動に伴って生じたものを除く。）をいう。）に該当する堆積物の排出支援を行うことができる。この場合において、市長はあらかじめ居住者等に対し必要な説明を行い、その同意を得なければならない。

(調査等)

第7条 市長は、不良な生活環境にあり、又はそのおそれがある住居等の所在及び当該住居等の居住者等を把握するための調査その他当該住居等に関し、この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な範囲内で、指定する職員に不良な生活環境にあり、又はそのおそれがある住居等に立ち入って調査をさせ、又は当該住居等の居住者等その他関係者に質問させることができる。
- 3 市長は、前項の規定により職員を当該住居等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ当該住居等の居住者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該居住者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により当該住居等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(情報の利用等)

第8条 市長は、固定資産税の賦課その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて、不良な生活環境にあり、又はそのおそれがある住居等の居住者等の氏名その他必要な情報については、この条例の施行のために必要な範囲内で、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、官公署その他関係機関等に対して、不良な生活環境にあり、又はそのおそれがある住居等の居住者等に関する必要な情報の提供を求めることができる。

(情報の提供)

第9条 市長は、居住者等に支援を行うに当たって必要があると認めるときは、不良な生活環境にある住居等の居住者等の氏名その他必要な情報を、官公署その他関係機関等に対し、当該支援の実施に必要な範囲内で、情報を提供することができる。

2 前項の規定により情報を提供された者は、その情報を漏らしてはならない。

(指導又は勧告)

第10条 市長は、不良な生活環境にある住居等の居住者等に対し、当該住居等に関し、不良な生活環境を解消するために必要な措置をとることを指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお不良な生活環境が解消されないと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、不良な生活環境を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市長は、前項の措置をとることを勧告するときは、あらかじめ第13条に規定する審議会の意見を聴くものとする。

(命令)

第11条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定の措置を命じようとするときは、当該命令を受けるべき者に対し、命令書を交付しなければならない。

(代執行)

第12条 市長は、前条第1項の規定による措置を命じられた者が、正当な理由なくその命令に係る措置をとらなかつた場合において、他の手段によって当該命令に係る措置の履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、その措置を自らとり、又は第三者にとらせ、その費用を命じられ

た者から徴収することができる。

(審議会)

第 13 条 市長の附属機関として松阪市住居等における不良な生活環境の解消に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 不良な生活環境に該当するか否かの判断に関すること。
- (2) この条例の規定により審議会の意見を聴くとされたこと。
- (3) その他市長が必要と認めること。

3 前項に定めるもののほか、審議会は、住居等における不良な生活環境の解消に関する事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 7 人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

6 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。